

事業評価シート【新規事業-1】

| | | | | | | | | | |
|-------|-----------------|----|--|------|-----|---|------|-------|--|
| 事業名 | 地域福祉センター昇降機整備事業 | | | 基本計画 | 章 | 2 | 総合戦略 | 基本目標 | |
| 事業コード | | | | | 節 | 1 | | 施策の方向 | |
| 課係名 | 社会福祉課地域福祉係 | 内線 | | | 項 | 1 | | 施策 | |
| 担当者氏名 | | 職名 | | | 細項目 | 6 | | 整理番号 | |

事業概要
福祉センターは地域福祉の増進を図るための施設であり、高齢者等も利用することから、昇降機の増築を目的とした実施設計業務、並びに昇降機増築工事を実施する。また、当施設は地域防災計画に位置付けられた指定避難所でもあることから、昇降機を増築してバリアフリー化することで、避難者の生活環境の改善を図ることができる。

現在の課題や市民要望など
市内6施設ある福祉センターにおいて、エレベーターが設置されていない施設は、豊田福祉センターと五郷福祉センターのみであり、高齢化の進展に伴い、両センターともに地元からエレベーター設置についての要望が提出されている。(なお、豊田福祉センターにおいては、平成30年茂原市議会第3回定例会にて陳情が採択されている。)

事業目的
① 高齢者等が2階部分の設備を利用しやすくなることで、福祉センターが地域福祉の拠点施設として、多くの地域住民に利用され、福祉センターの設置目的である、市民福祉の増進及び文化、教養の向上を更に推進することができる。
② 災害発生時に避難所となった場合に、避難者の個々の状況に応じた部屋の振り分け幅が広がり、避難者の生活環境の改善を図ることができる。

個別取組
① 昇降機増築工事实施設計業務委託
② 昇降機増築工事
③
④

事業による改善・変更点
① エレベーターが設置され、高齢者等が2階部分の設備を利用しやすくなる。
② エレベーターの設置により、災害発生時の避難者の生活環境の改善が図られる。
③
④

事業対象
 個人・世帯 団体(民間) 団体(公共) 内部管理 その他 ()

内容
① 地域住民
② 福祉センターの利用者
③ 災害発生時の避難者
④

業務形態
 全部委託 一部委託 直営 負担金・交付金 その他 (緊急防災・減災事業債)

内容
① 昇降機増築工事实施設計業務委託
② 昇降機増築工事
③
④

支出根拠
 有 無
法令要綱等名称 ① ②
③ ④

事業継続
 単年度 複数年度:無期
 複数年度:有期[始期 令和元年度 ~ 終期 令和2年度]
後年度負担 有 無
内容 昇降機点検業務委託(毎年)

| | | | | | | | |
|---------------|------------|---|--------|--------|-----------------|-----------|-----------|
| 事業費の積算 | 元年度 | 豊田福祉センター昇降機増築工事实施設計業務委託 8,525,000円 | 事業費 | 17,050 | 事務スケジュール | 年月 | 内容 |
| | | 五郷福祉センター昇降機増築工事实施設計業務委託 8,525,000円 | 国 県 | | | | |
| | | 市 債 | 17,000 | R2.3 | | 実施設計完了 | |
| | | その他 | | R2.4 | | 増築工事入札・契約 | |
| | | 一般財源 | 50 | R2.9 | | 増築工事完了 | |
| | 2年度 | 豊田福祉センター昇降機増築工事 (概算)27,216,000円 ※平成29年度予算要求額 | 事業費 | 54,432 | | | |
| | | 五郷福祉センター昇降機増築工事 (概算)27,216,000円 ※平成29年度予算要求額 | 国 県 | | | | |
| | | | 市 債 | 54,400 | | | |
| | | | その他 | | | | |
| | | 一般財源 | 32 | | | | |
| 年度 | | 事業費 | | | | | |
| | | 国 県 | | | | | |
| | | 市 債 | | | | | |
| | | その他 | | | | | |
| | | 一般財源 | 0 | | | | |

経費節減効果
 有 無
金額 千円 節減効果の内容

| 主要指標 | 指標の種類 | | 計算方法 | 目標(推計)値 | | |
|--------|-------------------|--|----------|---------|-------|-------|
| | 名称 | | | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
| | | | | | | |
| ■ 活動指標 | ① 昇降機増築工事实施設計業務委託 | | 実施設計委託 | 2 | 0 | 0 |
| | ② 昇降機増築工事 | | 昇降機設置工事 | 0 | 2 | 0 |
| ■ 成果指標 | ① エレベーター設置数 | | 整備率 | 60% | 100% | 100% |
| | ② 避難者(高齢者等)受入部屋数 | | 受入可能な部屋数 | 14 | 22 | 22 |

事業評価シート【新規事業-2】

| | | | |
|--|--|---|---|
| 項目別評価 | 1. 実施主体・目的の妥当性 | | <ul style="list-style-type: none"> 自治体が関与すべき事業か。民間で実施できないか。 総合計画における目的に合致するか。課題解決に結びつくのか。 |
| | 評価 | | ◎評価理由(上記の観点により記入してください) |
| | A | A. 妥当である B. 改善する余地がある C. 妥当ではない | 福祉センターは地域福祉の増進を図るための施設であり、高齢者等も利用することから、昇降機の設置は必要である。 |
| | 2. 事業の有効性 | | <ul style="list-style-type: none"> 意図した成果は確実に得られるか。 類似の目的を持つ事業はないか。 |
| | 評価 | | ◎評価理由(上記の観点により記入してください) |
| | A | A. 有効である B. 改善の余地がある C. 有効ではない | 高齢者等が2階部分の設備を利用しやすくなることで、福祉センターが地域福祉の拠点施設として、多くの地域住民に利用される。また、災害発生時に避難者の個々の状況に応じた部屋の振り分け幅が広がり、避難者の生活環境の改善を図ることができる。 |
| | 3. 事業の効率性 | | <ul style="list-style-type: none"> 成果を維持したまま費用を削減する余地はあるのか。 将来的なコストの増加・増大の要因はあるか。 |
| | 評価 | | ◎評価理由(上記の観点により記入してください) |
| | A | A. 効率的である B. 改善の余地がある C. 効率的ではない | 令和2年度までの時限の地方債である、緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付税措置70%)を活用できる見込である。 |
| | 4. 緊急性 | | <ul style="list-style-type: none"> 今実施しなければならない理由。 実施しない場合の問題点。 |
| | 評価 | | ◎評価理由(上記の観点により記入してください) |
| | A | A. すぐに実施する必要有 B. 2~3年後に実施する必要有 C. すぐに実施する必要はない | 令和2年度までの時限の地方債である、緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付税措置70%)を活用することで、一般財源からの支出を抑えることができる。 |
| 5. 市民要望・公平性 | | <ul style="list-style-type: none"> どのような市民要望があるのか。 受益者負担は適正か。 公平性の点から受益の偏り(特定の地域や個人等)はないか。 | |
| 評価 | | ◎評価理由(上記の観点により記入してください) | |
| B | A. 多くの市民要望有 B. 一部地域・団体等の要望有 C. 要望はない | 豊田地区、五郷地区からの要望であり、それぞれの福祉センターに昇降機を整備するもの。ただし、他の福祉センターにはエレベーターは設置済み。 | |
| 6. 同規模他市・周辺市町村の状況 | | <ul style="list-style-type: none"> ほとんどの自治体で実施、同規模以上の自治体は実施、ほとんど実施していないが先進的な取り組みであるなど、具体的に記述 | |
| <p>平成6年9月に施行された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」により、2,000㎡以上の建物にはエレベーターの設置について努力義務が規定された。この頃から福祉関係施設にはエレベーターが設置されるようになった。現在は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」により、2,000㎡以上の建物にはエレベーターの設置が義務付けられている。</p> <p>エレベーター設置なし・・・五郷福祉センター(平成2年築)、豊田福祉センター(平成7年築) エレベーター設置あり・・・二宮福祉センター(平成10年築)、東郷福祉センター(平成14年築)</p> | | | |

| | | |
|----------|--|---|
| 総合評価 | ■実施計画における位置づけ、財政状況による実現性 | |
| | 評価 | ◎評価理由 地域福祉センターは、地域における福祉活動の拠点であり、誰もが利用できるべき施設であることから、昇降機設備の必要性は認められる。しかしながら、6次3か年実施計画においては、実施事業に位置付けられておらず、また事業の緊急性も認められない。さらに財源的に有利であるとはいえ、防災目的の起債を利用することが本事業と合致するかどうか懸念がある。これらのことから、次期総合計画において検討していくこととしたい。 |
| | C | A. 実施 B. 一部実施 C. 実施しない |
| | ■政策調整会議による評価 | |
| | 評価 | ◎評価理由 緊急防災減災事業債が避難所となっている福祉センターのエレベーター設置に本当に使えるのか不明確である。また福祉センターの2階を避難所として利用しやすくするためという理由だが、必然性に欠けると考えられる。さらに緊急性の評価理由が起債の時限措置であり、事業自体の緊急性が認められないことから、実施しないものとする。 |
| | C | A. 実施 B. 一部実施 C. 実施しない |
| ■庁議による方針 | | |
| 評価 | 具体的な方向性 | |
| A | 高齢者福祉及び防災拠点の整備の観点から、予算の範囲内で実施する。ただし、工事費及び起債要件等に該当するかを再精査し、当初の見送りより高額、または起債要件等に該当しない場合は、見送るものとする条件を付する。 | |